

観音寺市商店街等活性化促進事業補助金交付要綱 (平成17年10月11日告示第64号)

最終改正:平成29年2月28日告示第35号

改正内容:平成29年2月28日告示第35号[平成29年4月1日]

○観音寺市商店街等活性化促進事業補助金交付要綱
平成17年10月11日告示第64号

改正

平成22年2月2日告示第21号

平成29年2月28日告示第35号

観音寺市商店街等活性化促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、商店街等活性化促進事業を行おうとする商店街団体に対して補助を行う場合において、市がその経費の一部を負担することによって、市内商店街等の活性化を図り地域小売商業の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「商店街等」とは、小売業（サービス業を含む。）を営む店舗が集積している地区で市が適当と認めるものをいう。

2 この要綱において、「商店街団体」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 商店街振興組合及び商店街連合会
- (2) 商店街等を形成している任意の団体
- (3) その他市長が適当と認める団体

3 「商店街等活性化促進事業」（以下「促進事業」という。）とは、商店街団体が商店街等の活性化を図るために実施する事業をいう。

(交付の対象)

第3条 市は、商店街団体が行おうとする促進事業に必要な経費であって、市長が必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内において補助金を交付する。ただし、補助金については景品を対象としない。

(補助率等)

第4条 商店街団体が行おうとする促進事業費の対象となる経費、補助率及び補助限度額は、別表に掲げるとおりとする。

(交付の申請)

第5条 商店街団体は、促進事業の開始の1か月前までに、商店街等活性化促進事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により提出された申請書を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）により商店街団体に通知するものとする。

(補助事業の内容又は経費の配分変更)

第7条 商店街団体は、補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ商店街等活性化促進事業補助金に係る補助事業の内容（経費の配分）の変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(実績報告)

第8条 商店街団体は、補助事業が完了したときは、速やかに商店街等活性化促進事業補助金に係る補助事業の実績報告書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第9条 市長は、前条により提出された補助事業の実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めるときは、商店街等活性化促進事業補助金に係る補助金確定通知書（様式第5号）により商店街団体に通知するものとする。

(補助金の精算払請求)

第10条 商店街団体は、前条の通知を受けた後、補助金を受けようとするときは、商店街等活性化促進事業補助金請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、商店街団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の行為があったとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に違反したとき。

(4) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

2 前項の場合において、市長は既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。
(補助金の経理等)

第12条 商店街団体は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(国及び県が支援を行う場合の特例)

第13条 国及び県が支援を行う商店街等活性化に関する事業の補助率等については、第4条の規定にかかわらず、市長が定める。

2 前項に規定する事業の申請その他については、第5条から第10条までの規定にかかわらず、観音寺市補助金等交付規則(平成18年観音寺市規則第1号)の規定を準用する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年10月11日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の観音寺市商店街等活性化促進事業補助金交付要綱(平成10年観音寺市制定)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成22年2月2日告示第21号)

この要綱は、平成22年2月10日から施行する。

附 則(平成29年2月28日告示第35号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

事業名	事業概要	補助対象経費	補助限度額	補助率
集客資源活用型事業	集客資源を活用した地域商業振興のための、計画に沿った街並整備に係る共同施設の設置や一定数以上の個別店舗を整備する事業 1 街路灯 2 共同広告塔及び案内板 3 個別店舗の統一看板やテント 4 その他市長が適当と認める事業	施設の整備に必要な経費	促進事業の対象となる経費は100万円以内とし、市の補助は最高50万円以内とする。ただし、商店街連合会が行う促進事業の対象となる経費は500万円以内とし、市の補助は最高250万円以内とする。	1/2以内
	集客資源を活用した地域商業振興のための計画に添った、イベント等の事業 1 販売促進事業(朝市、サービスデー等) 2 消費者と密着した催しもの 3 共同宣伝事業 4 その他市長が適当と認める事業	イベント等の事業に係る経費	促進事業の対象となる経費は100万円以内とし、市の補助は最高50万円以内とする。ただし、商店街連合会が行う促進事業の対象となる経費は500万円以内とし、市の補助は最高250万円以内とする。	
情報対応型事業	情報化に対応すべき機器・設備の整備を図る事業 1 商店街ファックスシステム整備のための機器・設備 2 商店街電子通信システム(コンピュータ)整備のための機器・設備 3 その他市長が適当と認める機器・設備	機器・設備の購入及びリースに必要な経費(ソフトウェア取得費を含む。)	促進事業の対象となる経費は100万円以内とし、市の補助は最高50万円以内とする。ただし、商店街連合会が行う促進事業の対象となる経費は500万円以内と	

			し、市の補助は最高250万円以内とする。
空き店舗活用型事業	<p>商店街団体自らが、空き店舗を利用して実施する事業</p> <p>1 継続的に空き店舗を利用して、コミュニティー施設やイベント等の実施に伴い整備する事業</p> <p>2 その他市長が適当と認める事業</p>	<p>店舗賃借料（補助期間は、通算12か月以内） 改装費</p> <p>その他事業に必要な経費</p>	<p>促進事業の対象となる経費は100万円以内とし、市の補助は最高50万円以内とする。ただし、商店街連合会が行う促進事業の対象となる経費は500万円以内とし、市の補助は最高250万円以内とする。</p>
	<p>商店街団体が、空き店舗を利用することに対して助成する事業</p> <p>1 空き店舗を借りる中小企業者（以下「テナント」という。）を誘致するため、テナントの入店に際し店舗賃借料を補助する事業</p> <p>2 その他市長が適当と認める事業</p>	<p>補助金額等（補助期間は、通算12か月以内） その他の経費</p>	